今春進学

教育費が不足したら

受験シーズンが終わると、入学金や授業料などの納入が待っています。計画的に準備をしていても、家計の急変で足りなくなる場合が少なくありません。そこで、ファイナンシャルプランナーの古川悦子さんが、教育費の賢い工面の仕方をアドバイスします。

奨学金や国の教育ローン活用

最初に、利用者の多い日本学生支援機構の奨学金制度の概要を確認しましょう。

同奨学金は、返還義務のある貸与奨学金で、経済的理由により就学に困難がある、優れた学生に貸与されます。

種類は、無利息の「第一種奨学金」と利息付きの「第二種奨学金」の二つで、併用も可能。第一種・第二種ともに学生本人の成績と世帯所得の条件を満たす必要があります。諸条件は第一種の方が厳しくなっています。

貸与月額を大学に進学した場合でみると（今年度を参考）、第一種は、国公立か私立か、自宅か自宅外かで異なります。例えば、私立大学に自宅から通った場合、5万4000円または3万円。第二種は、国公私・通学形態に関係なく、3万・5万・8万・10万・12万円から選択可能です。奨学金は、毎月、学生本人の口座に振り込まれます。

今年進学し、奨学金を希望する方は、春に募集があるので、進学した学校を通じて申し込んでください。

大学受験に合格し、胴上げされる受験生
（2011年３月　東京・本郷）

学生支援機構　貸与申請は入学先に

新聞奨学会　配達すれば返済不要

自治体や大学　独自に給付型制度も

政策金融公庫　１年中申し込み可能

＊

企業や公益法人、またはNPO（民間非営利団体）法人などにも独自の奨学金制度があります。例として、あしなが育英会では、病気・災害など交通事故以外で保護者を亡くした高校生以上の子ども（遺児）に対して、貸与型の奨学金制度（無利息）を運営しています。

大学奨学金の場合、書類審査と筆記・面接試験により選考、貸与月額は4万円（一般）、5万円（特別）となります。

そのほか、自治体で在住者を対象に独自の奨学金制度を行っている都道府県・市区町村もあります。お住まいの自治体、あるいは教育委員会に問い合わせてみましょう。大学にも、独自の奨学金制度を実施しているところが多くあります。

民間団体を含め、自治体・大学では、返済義務のない給付型の奨学金制度も扱っています。

＊

他の奨学金とは異なり、新聞奨学会の制度は、販売店で働くことにより奨学金と給与の両方が支給されるシステムです。

卒業まで新聞配達業務の仕事を続ければ、基本的に返済義務は生じません。新聞奨学生には、無料の個室が用意されます。仕事と制度の内容を理解するために、説明会への参加をお勧めします。

奨学金には、さまざまな制度があります。募集中の奨学金制度については、在学している学校に問い合わせましょう。申し込みも多くの場合、学校を通じて行います。

＊

奨学金の受け取りは、入学後となるため、入学金などの支払いに間に合わない場合があります。そこで活用できるのが、教育ローンです。

日本政策金融公庫が扱う「国の教育ローン」（教育一般貸付）は、高校生以上の子ども1人につき300万円まで借りられる制度です。通常、返済期間は15年で、金利は年2・55％（2月10日現在）。

世帯年収の上限は、子ども2人の場合、給与所得者890万円（事業所得者680万円）です。申し込みは、1年中受け付けており、手続きはホームページからもできます。不明な点は教育ローンコールセンター（☎0570・008656）に相談しましょう。

◎ 各種HPアドレス ◎
〈日本学生支援機構〉
http://www.jasso.go.jp/
〈あしなが育英会〉
http://www.ashinaga.org/
〈日本政策金融公庫〉
http://www.jfc.go.jp/

＊「安心ライフ」は隔週木曜日に掲載します。

安心ライフ

ねんきん受給ガイド

給資格期間

社会保険労務士・ファイナンシャルプランナー
山﨑　登志也
◇15

今回は、年金相談で最も多い受給資格について解説します。寄せられた相談の

社勤めはなく、国民年金は若い時に5年ほど保険料を納めただけです。妻の私は現在42歳で、結婚前に3年間、厚生年金保険に加入していましたが、その後全く保険料を納めていません。最近、夫の体調が悪く、老後が心配です。今後、保険料を納めた場合、私たちは年金を受け取れますか？

◇

回答の前に、確認しておきますと、老齢基礎年金を受給できる資格は、保険料納付期間等が25年以上必要

料を納付しますが、納付期間が少ない方などは、60歳から65歳になるまで任意加入をして納付期間を増やす

任意加入
特例任意加入
追納
25年

等が25年に満たず受給権が得られない方は、受給資格期間を満たすまで、さらに65歳から70歳までの間、任意加入ができます。これを特例任意加入といいます。ただし、特例任意加入は、65（昭和40）年4月1日以前に生まれた方のみが対象になります。

今回の相談では、ご主人は現在47歳なので、60歳以降65歳まで任意加入しても通算23年にしかなりません。保険料の納付をすぐに

まで、特例任意加入が必要です。そうすれば、およそ67歳から老齢基礎年金を受給することができます。

奥さまは現在43歳なので、保険料の納付をすぐに始めて、60歳からも任意加入すれば、およそ65歳から老齢基礎年金と老齢厚生年金を受給できます。

なお、任意加入以外でも未納になっている国民年金保険料は現在、2年間さかのぼって納めることができます。今秋の「年金確保支援法」の一部施行により、

子ども

問い　息子が、学校で靴を隠されたり、机に落書きをされたりしたため、学校に行けなくなってしまいました。

※　※

身近な法律Q&A

Q　息子の靴を隠したりした生徒は「いじめ」とは思っていないようですが、「いじめ」とは、どういうことをいうのでしょうか。

山勝　いじめを行う生徒は、自分たちの行為を遊びやふざけとしてしか意識していない場合がみられます。

「いじめ」に該当するか否かについて文部科学省は、いじめを受ける側の立場から理解すべきとの指針を出し、「①一定の人間関係のある者から②心理

気泡入り緩衝材

身